

障障発 1005 第 2 号
平成 29 年 10 月 5 日

最終改正
障障発 0111 第 1 号
平成 30 年 1 月 11 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の取扱いについて

平成29年度における障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について、障害児施設措置費・給付費の主な改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

第 1 障害児施設措置費関係の改正内容について

（1）事務費関係

	（平成 28 年度）		（平成 29 年度）
①職員管理費			
常勤・非常勤職員	6,083 円	→	5,997 円
②社会保険料事業主負担金	20.749%	→	21.005%
③地域手当率	5.89%	→	5.90%
④期末勤勉手当	4.30 月	→	4.40 月

⑤医師初任給調整手当

1種	413,800円	→	414,300円
2種	368,000円	→	368,400円
3種	308,000円	→	308,300円
4種	250,600円	→	250,900円
5種	184,300円	→	184,500円

(2) 事業費関係

①一般生活費

49,080円 → 49,420円

②重度障害児支援加算費

ア 知的障害児

25%加算分 48,180円 → 49,700円

30%加算分 59,030円 → 59,640円

イ 自閉症児

25%加算分 49,180円 → 49,700円

30%加算分 59,030円 → 59,640円

ウ 盲児

25%加算分 47,090円 → 47,570円

30%加算分 56,480円 → 57,090円

エ ろうあ児

25%加算分 42,560円 → 42,950円

30%加算分 51,070円 → 51,550円

オ 肢体不自由児

59,030円 → 59,640円

③強度行動障害児特別支援加算費

235,450円 → 238,130円

④重度重複障害児加算費

33,600円 → 33,600円

⑤日用品費

19,400 円 → 19,540 円

⑥重症児指導費

243,680 円 → 246,650 円

⑦期末一時扶助費

5,280 円 → 5,310 円

⑧児童用採暖費

5 級地	7,110 円	→	7,160 円
4 級地	5,440 円	→	5,480 円
3 級地	3,520 円	→	3,550 円
2 級地	2,620 円	→	2,640 円
その他の地域	1,310 円	→	1,320 円

第 2 その他

○ 「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 5 号）の改正に伴い、「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 29 年 3 月 28 日障発 0328 第 1 号）に変更とする。

○ 障害児施設措置費の事務費の保護単価に含まれる管理費、職員の本俸及び職員配置基準等は、別紙のとおりであるので、参考とされたい。

参考 別紙 1 平成 29 年度 管理費単価表
別紙 2 平成 29 年度 障害児入所施設職員の本俸基準額表
別紙 3 平成 29 年度 障害児入所施設職員の特殊業務手当基準額表
別紙 4 障害児入所施設職員配置基準
別紙 5 平成 29 年度 保護単価（1 人当たり）表